

沖縄県漁業調整規則（令和2年沖縄県規則第53号）新旧対照表

改

正

現

行

（目的）

第1条（略）

（禁止期間及び全長等の制限）

第34条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、採捕してはならない。

| 水産動植物 | 禁止期間 |
|--|------|
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |
| <u>えらぼうみへび類（えらぼうみへび及びびひろおうみへびをいう。）（全長60センチメートル以下のものに限る。）</u> | 周年 |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |

（目的）

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）その他漁業に関する法令と相まって、沖縄県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。

（禁止期間及び全長等の制限）

第34条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、採捕してはならない。

| 水産動植物 | 禁止期間 |
|--|---------------|
| うみがめ類（たいまい、あかうみがめ及びあおうみがめをいう。以下同じ。）（たいまいにあっては、腹甲の長さ25センチメートルを超えるものに限る。） | 6月1日から7月31日まで |
| たいまい（腹甲の長さ25センチメートル以下のものに限る。） | 周年 |
| （新設） | （新設） |
| いせえび類（かのこいせえび、しまいせえび、ごしきえび、にしきえび、けぶかいせえび、いせえび、ねったいいせえび及びあまみいせえびをいう。以下同じ。）（体長20センチメートルを超えるものに限る。） | 4月1日から7月31日まで |
| せみえび類（せみえび及びこぶせみえびをいう。以下同じ。）（抱卵していないものであって、体長20センチメートルを超えるものに限る。） | 4月1日から7月31日まで |

| | |
|-----|-----|
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |
| 削る。 | 削る。 |
| 削る。 | 削る。 |
| (略) | (略) |

| | |
|---|---------------|
| せみえび類（体長20センチメートル以下のもの又は抱卵しているものに限る。） | 周年 |
| しゃこがい類（ひめじゃこ、しゃごう、ひれじゃこ、しらなみ、ひれなしじゃこ、おおじゃこ及びとがりしらなみをいう。）（ひめじゃこにあつては殻長8センチメートル、しゃごう、しらなみ及びとがりしらなみにあつては殻長15センチメートル、ひれじゃこにあつては殻長20センチメートル並びにひれなしじゃこにあつては殻長30センチメートルを超えるものに限る。） | 6月1日から8月31日まで |
| ひめじゃこ（殻長8センチメートル以下のものに限る。） | 周年 |
| しゃごう（殻長15センチメートル以下のものに限る。） | 周年 |
| ひれじゃこ（殻長20センチメートル以下のものに限る。） | 周年 |
| しらなみ（殻長15センチメートル以下のものに限る。） | 周年 |
| とがりしらなみ（殻長15センチメートル以下のものに限る。） | 周年 |
| ひれなしじゃこ（殻長30センチメートル以下のものに限る。） | 周年 |
| <u>えらぼうなぎ（全長60センチメートル以下のものに限る。）</u> | 周年 |
| <u>うなぎ（全長13センチメートル以下のものに限る。）</u> | 周年 |
| くろちょうがい（殻高10センチメートル以下のものに限る。） | 周年 |

| | |
|-----|-----|
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |

2～3 (略)

(漁業者等の漁具魚法の制限)

第37条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) (略)
 - (2) たも網及び叉手網
 - (3) (略)
 - (4) やす及びは具（発射装置を有するもの並びに潜水器及び簡易潜水器を使用するものを除く。）
 - (5) 徒手採捕
 - (6) (略)
- 2 (略)

| | |
|------------------------------------|----|
| まべがい（殻高10センチメートル以下のものに限る。） | 周年 |
| やこうがい（殻高13センチメートル以下のものに限る。） | 周年 |
| さらさばてい（高瀬貝）（殻の短径6センチメートル以下のものに限る。） | 周年 |
| ぎんたかはま（広瀬貝）（殻の短径6センチメートル以下のものに限る。） | 周年 |
| ちょうせんさざえ（玉貝）（殻高6センチメートル以下のものに限る。） | 周年 |

2 何人も、次に掲げる水産動植物を採捕してはならない。

- (1) うみがめ類の産んだ卵
- (2) 造礁さんご類（いしさんご目、あなさんごもどき科、うみとさか目（石灰軸亜目、角軸亜目及び石軸亜目（むらさきはなづた及びさんご科を除く。）に限る。）、くださんご科及びあおさんご目の刺胞動物をいう。）
- 3 前2項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(漁業者等の漁具漁法の制限)

第37条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 竿釣及び手釣（照明を使用するものを除く。）
 - (2) たも網及 叉手網
 - (3) 投網（船を使用しないものに限る。）
 - (4) やす、 は具（発射装置を有するもの並びに潜水器及び簡易潜水器を使用するものを除く。）
 - (5) 徒手採捕
 - (6) ひき縄釣
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

(衛星船位測定送信機等の備付け命令)

第43条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第4条第1項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）、船舶自動識別装置（次の各号に掲げる基準に適合するものに限る。）又は全地球測位システムに係る端末（第1号に掲げる基準に適合するものに限る。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。

- (1) 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。
- (2) 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。
 - ア 当該船舶を特定することができる情報
 - イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻
- (3) 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。

2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

第51条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第33条から第36条まで、第38条第1項又は第39条第1項の規定に違反したとき。
- (2) 第39条第3項の規定により付けた条件に違反したとき。
- (3) 第23条第1項、第38条第2項又は第42条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。

- (1) 漁業者が漁業を営む場合
- (2) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
- (3) 試験研究のために水産動植物を採捕する場合

(衛星船位測定送信機等の備付け命令)

第43条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第4条第1項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）

_____を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。

- (1) 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。
- (2) 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。
 - ア 当該船舶を特定することができる情報
 - イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻
- (3) 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。
(新設)

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は_____、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第33条から第36条まで、第38条第1項又は第39条第1項の規定に違反した者_____
- (2) 第39条第3項の規定により付けた条件に違反した者_____
- (3) 第23条第1項、第38条第2項又は第42条第1項の規定に基づく命令に違反した者_____

2 (略)

第52条 第25条第1項（第40条第8項において準用する場合を含む。）、第31条又は第37条第1項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第52条 第25条第1項（第40条第8項において準用する場合を含む。）、第31条又は第37条第1項の規定に違反した_____者は、科料に処する。